

江南市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針は、本市の全ての機関を対象とする。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4. 調達の対象品目

市が調達する事務用品、食料品等の物品及び清掃等の役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

5. 調達目標

当該年度における調達目標は、物品及び役務について調達実績額が前年度を上回ることにする。

6. 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、収集を行い、各所属へ情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

(3) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

7. 調達における留意事項

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、調達に関する他の施策との調和を図る。

(2) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。

(3) 物品の発注は、障害者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限り計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

8. 調達実績の公表

調達実績については、毎会計年度終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当は、健康福祉部福祉課とする。

附 則

この方針は、平成25年12月1日から施行する。